

年休を計画的に取得しよう！

年次有給休暇の年5日取得が義務って知ってますか？



2019年4月から年5日の年次有給休暇の取得が義務化されました。
取得させなかった場合30万円/人以下の罰金が科せられます。

そうだったんだ！
でも会社からは年休20日与えられているしもっと年休取りたいです…



もちろん！年間5日はあくまでも最低限の基準です。
それ以上取得しても何も問題ありません！
組合は「**年休カットゼロ**」を目標にしていますし、
会社も「**本年度付与の90%以上**」取得を推奨しています。

よかった！安心しました。



年休は計画的に取得するようにしましょう！



特別休暇の取り扱いについて

- ◆法定5日取得に関して⇒特別休暇は含まない（年次有給休暇のみ）
- ◆年休管理に関して
「付与日数が20日は18日以上」or「付与日数が20日未満は付与日数×90%」
⇒2022年度は休業＝特別休暇(100%)含む